

別紙

### 要求書

吾々従業員一同、現在ノ賃銀並ニ其他ノ待遇ニシテ生活不ノ能ニ致シテ、往々大奮ノ決議  
 あり左ノ陳列ヲ要求ス

- 一 俸給田ノ手前云々由致シテ八百圓以上支給ノコト
- 一 労働者ノ別ニ支給スルコト
- 一 今年日及三増之、都合ニシテ俸給ノ場合、日給支給スル
- 一 工場之合給及担ノ健康保険加入ノ事
- 一 産休ノ時分多ク一増寫ニスルコト
- 一 食費ノ待遇多ク一増寫ニスルコト
- 一 冬寒ノ時分多ク一増寫ニスルコト
- 一 毎月湯銭ヲ出スコト
- 一 月経時一週ノ日休令給又支給ノ俸給ヲ此ノ上ニ付スルコト
- 一 首切り停止トテ俸給ニ付スルコト
- 一 争議ニ又物難者ヲ出サスルコト
- 一 争議費用ハ工場負担ノコト

右要求貫徹スル迄争議決行ヲ決議ス  
 昭和六年二月二日  
 T O 組合員 工場員 殿

T O 組合員連名  
 古川、島崎、若村、寺、橋山、平、藤、原、中、橋、寺島、佐藤、桂、山、吉、合、北、倉、根、井、長、丸、丸、湯、田、前、松、合、十、田、中、(以上)

労働第四八四號

昭和六年二月十四日

警視總監 丸山 鶴吉



内務大臣 安達謙藏 殿  
 社会总长 官吉 田茂 殿  
 各 廳 府 縣 長 官 殿

警視總監 丸山 鶴吉 殿  
 警視廳長 松本 正三 殿  
 警視廳 警務課長 山本 善三 殿

### T O 護謨製作所労働争議ニ関スル件 (第一報)

日本化学生

要旨

- (1) 其後交渉ノ結果工場側ハ志々日最底賃銀其ノ他ヲ要求セルヲ識有者アル
- (2) トラバシタル工場主ノ意見ニ対シ職工側ハ絶対反対ヲ主張シ交渉停頓アリ
- (3) 工場主側軟弱職工ヲ切實ニ組織ノ要半ニ及ハシテ態度改善ナリ

標記争議ニ関スル其ノ後ノ状況左記ノ通ニ有之推移注意中